

ごみ処理施設の処理規模について

1 施設の処理規模設定の流れ

施設の処理規模の設定の流れを図3-2-1に再掲します。

第3回検討委員会では、この流れに基づき、減量化・資源化の目標を設定し、災害廃棄物量の検討を行った後、新しいごみ処理施設の処理規模を設定します。

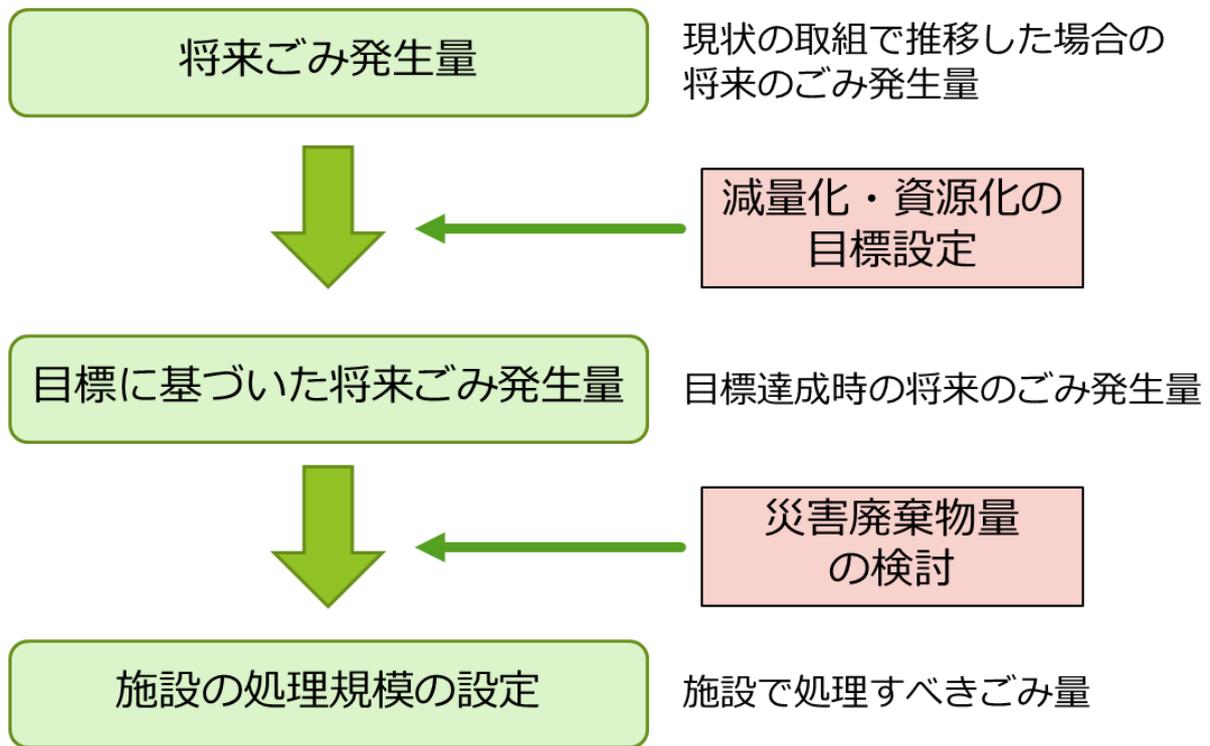


図 3-2-1 施設の処理規模設定の流れ【再掲】

2 減量化・資源化の目標設定

施設の処理規模の設定に当たっては、今後の減量化・資源化の取組による減量目標の設定が必要です。

今回は、次に示す3つのケースを設定し、それぞれの減量目標を検討します。

【ケース1】

現状の取組を継続した場合

【ケース2】

国のH32目標値（循環型社会形成推進基本計画）の達成を目指す場合
（H32推計値を832g/人・日とする）

【ケース3】

ケース2に加え、更に高い水準の減量化を目指す場合
（H26の実績値である890g/人・日から施設の稼働開始年度である
H36までに100g減量する）

(1) ケース1における推計

現状の取組を継続した場合の推計結果を図3-2-2に示します。

このケースでは、新しいごみ処理施設の稼働開始年度である平成36年度には1人1日当たり855g/人・日となり、平成26年度から35g/人・日の減量が必要です。

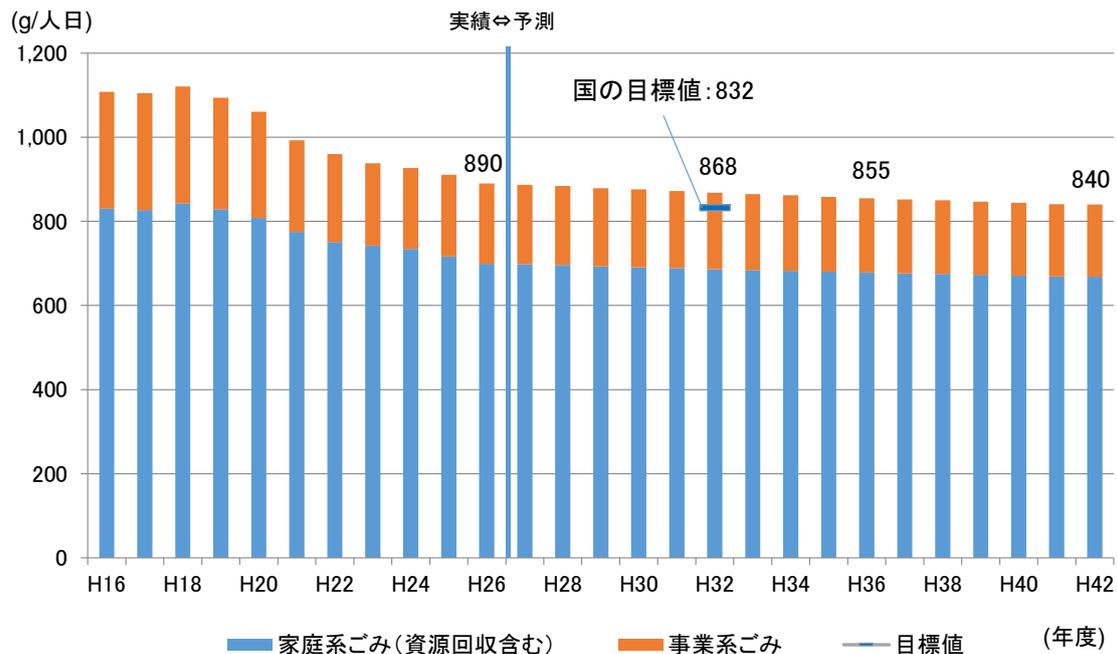


図 3-2-2 ケース 1 における推計結果

(2) ケース 2 における推計

国の H 3 2 目標値（循環型社会形成推進基本計画）の達成を目指す場合の推計結果を図 3-2-3 に示します。

このケースでは、平成 3 6 年度には 1 人 1 日当たり 820g/人・日となり、平成 2 6 年度から 70g/人・日の減量が必要です。

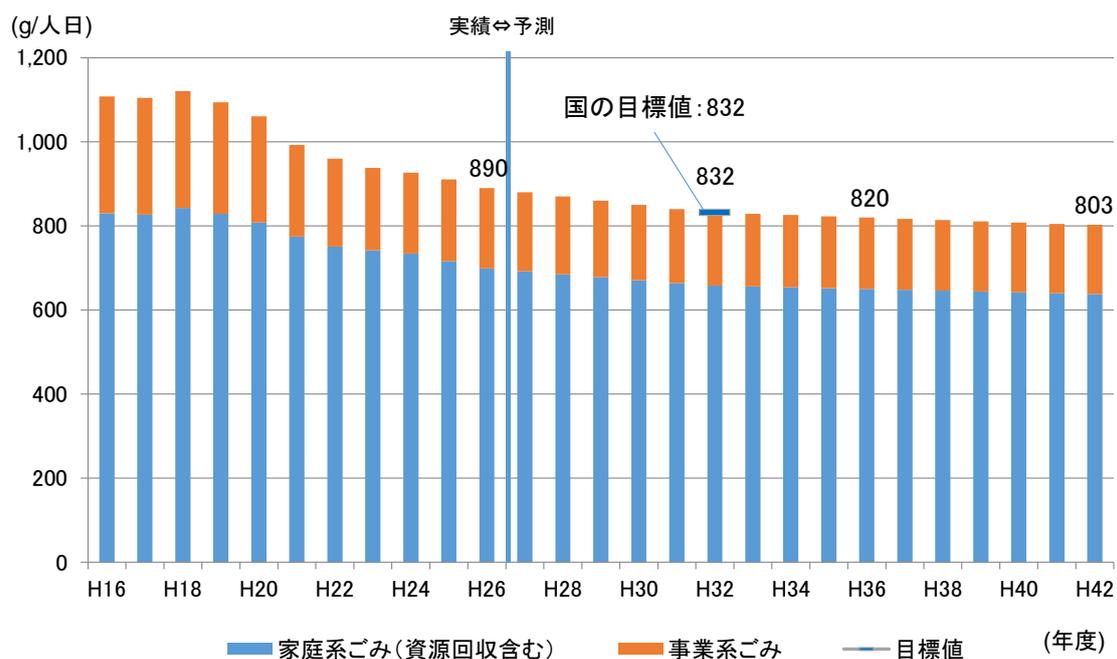


図 3-2-3 ケース 2 における推計結果

(3) ケース 3 における推計

ケース 2 に加え、更に高い水準の減量化を目指す場合の推計結果を図 3-2-4 に示します。

このケースでは、平成 36 年度には 1 人 1 日当たり 790g/人・日となり、平成 26 年度から 100g/人・日の減量が必要です。

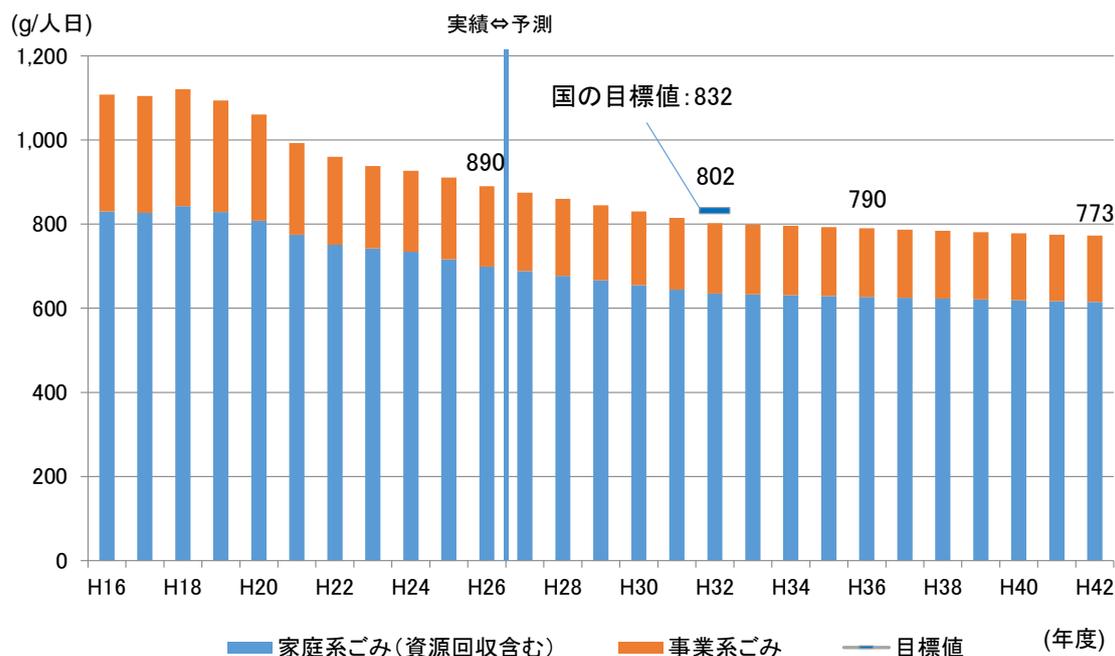


図 3-2-4 ケース 3 における推計結果

(4) ケース 1 ~ 3 のまとめ

ケース 1 ~ 3 の推計結果のまとめを表 3-2-1 に示します。また、各推計結果から算出した処理規模もあわせて示します。

なお、処理規模の算出に当たっての考え方のイメージを図 3-2-5 に示します。

次に、ケース 1 ~ 3 の各減量目標の達成に向けた方策例を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-1 ケース 1～3 のまとめ

	H26 ごみ量 (g/人・日)	H32 ごみ量 (g/人・日)	H36 ごみ量 (g/人・日)	減量目標 (g/人・日)	処理規模 (t/日)
ケース 1	890	868	855	35	可燃 196 粗大 23
ケース 2		832	820	70	可燃 185 粗大 21
ケース 3		802	790	100	可燃 177 粗大 21

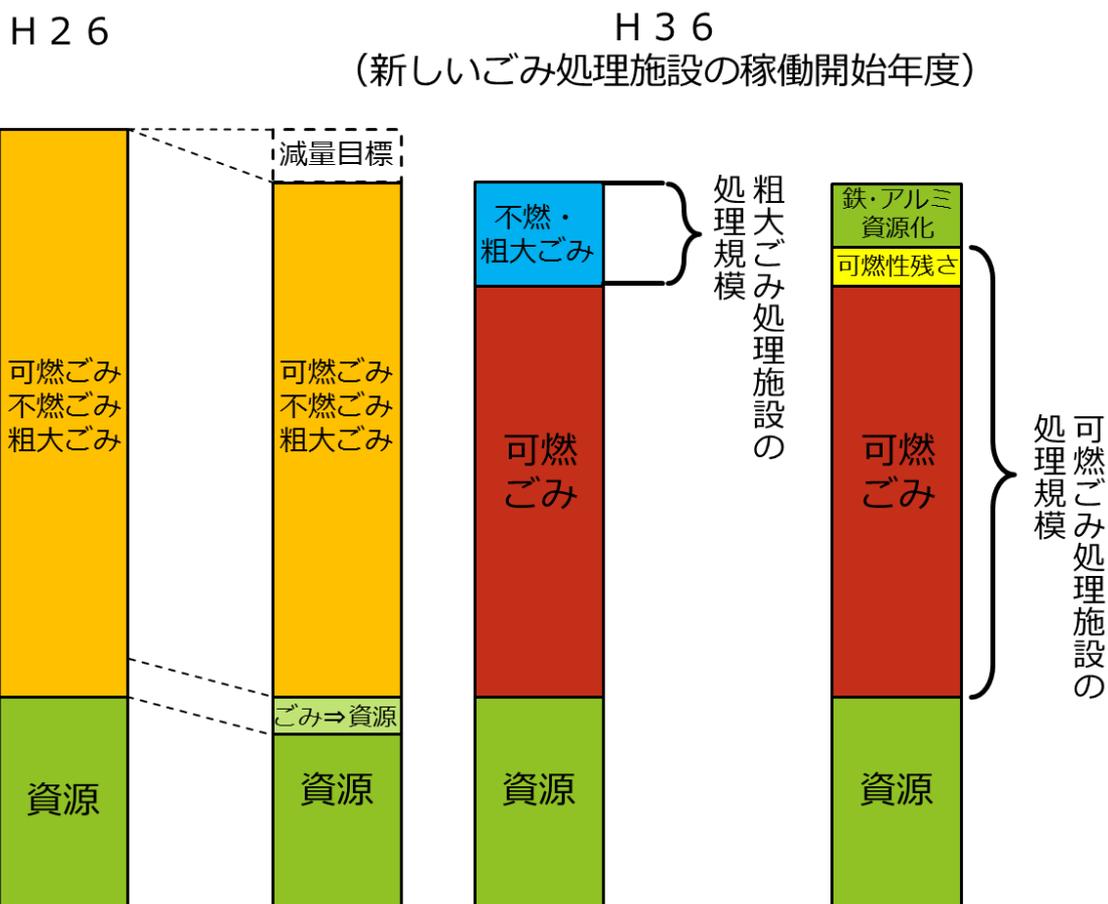


図 3-2-5 処理規模の算出の考え方

表 3-2-2 減量目標の達成に向けた方策例

	H36 ごみ量 (g/人・日)	減量目標 (g/人・日)	処理規模 (t/日)	減量目標の 達成に向けた方策例
ケース 1	855	35	可燃 196 粗大 23	・現状の取組の継続 分別の徹底 資源の地域回収・ 集団回収の活性化 等
ケース 2	820	70	可燃 185 粗大 21	・排出方法の見直し(生ご みの水切り、草木類の乾 燥等) ・環境に配慮した製品の 積極的な利用
ケース 3	790	100	可燃 177 粗大 21	・環境学習の地域活動、市 民活動との連携、充実 ・ごみ処理手数料の見直 し(家庭系、事業系) 等

3 災害廃棄物量の検討

次に、災害廃棄物量の検討を行うに当たり、資料 2-4 に示した愛知県から平成 27 年 7 月 2 日に公表された災害廃棄物発生量の推計結果を表 3-2-3 に再掲します。

この推計結果の中から、可燃物の処理について、東日本大震災での処理状況を踏まえて検討します。

表 3-2-3 愛知県により災害廃棄物発生量の推計結果【再掲】

(単位：t)

	合計	選別後					
		可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
東海市	647,959	47,837	76,236	5,522	403,374	30,107	84,884
知多市	178,527	18,080	24,656	2,115	103,417	8,333	21,926
合計	826,486	65,917	100,892	7,637	506,791	38,440	106,810

※愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計）
（平成 27 年 7 月 2 日公表）より抜粋

(1) 東日本大震災での災害廃棄物の処理状況

岩手県及び宮城県での災害廃棄物の処理状況について、環境省の資料を基に整理します。

ア 被災地における処理

岩手県及び宮城県では、31基の仮設焼却炉（合計 4,854t/日）を設置し、約 177万トンの可燃物の焼却を実施しました。これは2県で発生した可燃物の約 75%に相当する量です。

イ 広域処理

民間での受入を含めて、岩手県では 25%が、宮城県では 8%が広域で処理されており、平均すると 12%の災害廃棄物が県外で処理されました。

(2) 災害廃棄物の処理の方向性

東日本大震災での処理の実績を踏まえて、災害廃棄物発生量の推計結果の可燃物の処理について、次ページの方向性とし、新しいごみ処理施設の処理規模への影響を試算します。

【災害廃棄物の処理の方向性】

仮設焼却炉での処理可能量を75%、広域処理の割合を10%と想定し、災害廃棄物発生量の15%を3年間で処理できる規模を処理規模に加える。

$$65,917\text{t} \times 15\% \div 3\text{年} \div 280\text{日} = 11.8\text{t/日} \approx 12\text{t/日}$$

4 施設の処理規模の設定

これまでに検討してきた減量目標に基づいた将来ごみ発生量に、災害廃棄物の処理想定量を追加して、新しいごみ処理施設の処理規模を設定します。

今回、可燃ごみの処理規模については、国のH32目標値（循環型社会形成推進基本計画）の達成を目指すケース2（185t/日）に、災害廃棄物の対応分（12t/日）を加えた197t/日 \approx 200t/日とします。

減量目標に基づいた処理規模

	処理規模 (t/日)		災害廃棄物の対応分
ケース1	可燃 196	+	処理規模 (t/日)
ケース2	可燃 185		
ケース3	可燃 177		



新しいごみ処理施設の可燃ごみの処理規模は、
200t/日とする。

図 3-2-5 施設の処理規模の設定